河内町空き家活用制度等促進実施要綱

（目的）

第１条　この要綱は、空き家の所有者等が河内町空き家活用制度及び河内町空き家登録制度（以下「空き家活用制度等」という。）を活用するために行う、未相続又は未登記の解消や、空き家の残置物の処分を行う際に発生する費用の一部を補助することにより空き家活用制度等の活用に繋がることを目的とする。

（交付対象事業）

第２条　補助金の交付対象事業は空き家活用制度等を活用するために必要な次の費用とする。

　（１）相続手続きに要する費用

　（２）不動産登記申請に要する費用

　（３）残置物の処分に要する費用

（４）前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める費用

（補助額）

第３条　補助額については、前条にかかる費用に２分の１を乗じて得た額（1,000円未満の端数は切り捨てる。）とし、１０万円を上限とする。

（交付対象物件）

第４条　補助金の交付対象物件は、次の各号の要件をすべて満たしたものとする。

（１）居住を目的に建築され、現に居住していない又は近く居住しなくなる予定である町内に存在する住宅

　（２）空き家活用制度等に登録することができる住宅

（交付対象者）

第５条　補助金の交付対象者は、次の各号の要件をすべて満たした者とする。

（１）河内町に空き家を所有する所有者又は法定相続人等であること。

（２）空き家活用制度等に登録する意思を有すること。

（３）所有者及び申請者に町税等の滞納がないこと。

（４）過去に本交付金を受けたことがないこと。

（５）法人等でないこと。

（６）申請者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと、又は暴力団員でなくなった日から5年を経過している者であること。

（交付の申請）

第６条　申請者は空き家活用制度等促進交付申請書兼請求書（様式第１号）に次に掲げる必要書類を添えて、事業を実施した日から６か月以内に提出しなければいけない。

（１）事業に要した費用の領収書の写し

（２）土地及び建物の全部事項証明書の写し

（３）申請者が法定相続人の場合、そのことが分かる書類

（４）残置物の処分の場合、家財等の整理前と整理後の写真

（５）前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

（補助の決定等）

第７条　町長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、空き家活用制度等促進交付決定通知書兼振込通知書（様式第２号）により申請者に通知するものとする。

２　町長は、前項の規定による審査の結果、補助金の交付を不適当と認めるときは、空き家活用制度等促進不交付決定通知書（様式第３号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第８条　町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、空き家活用制度等促進交付金返還命令書（様式第４号）により、既に交付された補助金の全額又は一部の返還を命ずることができる。ただし、町長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

　（１）補助金の交付を受けたにもかかわらず空き家登録制度等に登録をしないとき。

　（２）虚偽の申請その他不正な手段により、当該補助金の交付を受けたとき。

　（３）前各号に掲げるもののほか、この要綱の規定に違反したとき。

　（４）その他町長が補助金の返還を相当と認めたとき。

（その他）

第９条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附　則

この要綱は、令和７年５月１日から施行する。

様式第１号（第６条関係）

年　　月　　日

空き家活用制度等促進交付申請書兼請求書

河内町長　様

申請者　住所

氏名

E-mail

（連絡先　　　　　　　　　　　　　）

※日中連絡がとれる番号

空き家活用制度等促進交付金を受けたいので、河内町空き家活用制度等促進実施要綱第６条の規定により関係書類を添えて申請します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 空き家等の概要 | 所在地 | 河内町 |
| 所有者 |  |
| 補助対象事業※該当するものに〇をつけてください |  | （１）相続手続きに要する費用 |
|  | （２）不動産登記申請に要する費用 |
|  | （３）残置物の処分に要する費用 |
|  | （４）前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める費用 |
| 交付申請額 | 金　　　　　　　　　　　　円　※費用に1/2を乗じて得た額（1,000円未満の端数は切り捨て）とし10万円を上限とする |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 金融機関 | □銀行　□組合□信用金庫　□（　　　　　 ） | □本店　□支店□支所　□出張所 |
| 金融機関コード |  |  |  |  | 支店コード(店番) |  |  |  |
| 預金種別 | □ 普通預金　　　□ 当座預金 |
| 口座番号 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| フリガナ |  |
| 口座名義人 | （注）口座名義人は、申請者と同一にしてください。 |

添付資料を確認し☑をしてください。

　□　事業に要した費用の領収書の写し

　□　全部事項証明書の写し（土地、建物）

　□　申請者が法定相続人の場合、そのことが分かる書類

　□　残置物の処分の場合、家財等の整理前と整理後の写真

　□　その他必要と認める書類

様式第２号（第７条関係）

第　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　　様

河内町長

空き家活用制度等促進交付決定通知書兼振込通知書

　　　　年　　月　　日付けで申請のありました空き家活用制度等促進交付金について、次のとおり通知します。

記

１　交付決定額　　　　　　　　　　　　　　　　円

２　振込年月日　　　　令和　　　年　　　月　　　日

３　振込先金融機関

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 金融機関名 |  | 支店名 |  |
| 口座種類 |  | 口座番号 |  |
| ふりがな口座名義 |  |

様式第３号（第７条関係）

第　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

河内町長

空き家活用制度等促進不交付決定通知書

令和　　年　　月　　日付けで申請のありました空き家活用制度等促進交付金について審査した結果、下記の理由により補助金を交付しないこととしたので、河内町空き家活用制度等促進実施要綱第７条第２項により通知します。

１　不交付の理由

様式第４号（第８条関係）

第　　号

年　　月　　日

空き家活用制度等促進交付金返還命令書

　　　　　　　　　　様

河内町長

年　　月　　日付け　　　第　　　　号にて交付決定した補助金について、空き家活用制度等促進実施要綱第８条の規定により、次のとおり返還を命ずる。

記

１　交付決定額　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

２　返還すべき金額　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

３　返還期限　　　　　　　　　　　　　年　　　月　　　日

４　返還を命ずる理由